

和歌山県監査公表第21号

令和6年4月19日付け監査報告第3号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月23日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 みんなでつくる和歌川河川公園の会

監査実施年月日 令和6年2月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 所管課に対する注意事項 指定管理者に貸与している県有物品について、物品貸付調書による出納機関への通知がなされていなかったの で、適正に処理されたい。	注意事項 所管課に対する注意事項 指定管理者に貸与している県有物品については、速や かに物品貸付調書を作成し、出納機関に通知した。ま た、指定管理業務における必要書類の作成等について、 適正に処理するよう、関係職員に再度周知した。